

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

【Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務(記載例)】

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------|
|       |      |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

(注意事項)

- ・既存の評価書に追記すべき事項を示した記載例です。
- ・令和9年4月のPMH医療費助成のデジタル庁からDX審査支払機構への移管等に伴う修正等を反映しています。
- ・記載例を元に既存の様式を修正するか、新規に作成ください。

特記事項

## 評価実施機関名

## 公表日

[平成30年5月 様式3]

## 項目一覧

|                      |
|----------------------|
| I 基本情報               |
| II 特定個人情報ファイルの概要     |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策            |
| IV 開示請求、問合せ          |
| V 評価実施手続             |
| (別添2) 変更箇所           |

# I 基本情報

|   |   |
|---|---|
| <b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>             |   |
| ②事務の内容                                  | <p>[※既存又は新規の評価書に以下事項を追記]<br/>         &lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</li> <li>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</li> <li>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</li> </ul>  |
| <b>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</b> |   |
| <b>システム</b>                             |   |
| ①システムの名称                                | Public Medical Hub (PMH)  |
| ②システムの機能                                | <p>[※既存又は新規の評価書に以下事項を追記]<br/>         &lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①情報登録機能及びPMHキー採番依頼機能等<br/>             本市区町村で管理している個人番号及び公費医療費助成の資格情報等をPublic Medical Hub (PMH)に登録し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(以下、「DX審査支払機構」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMHキーを自動採番する。すでにPMHキーが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMHキーを利用する。</li> <li>②情報連携機能(医療機関システム)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・PMH連携キーを利用した情報提供機能<br/>                 医療機関からの問い合わせに対し、公費医療費助成の資格情報を連携する。<br/>                 医療機関のオンライン資格確認端末で、患者(利用者)がマイナンバーカードで認証及び同意することにより、オンライン資格確認等システム上で都度、PMH連携キーが生成され、公費医療費助成の資格情報の照会が行われる。Public Medical Hub (PMH)は、PMH連携キーからPMHキーを復号し、PMHキーに紐付けられた公費医療費助成の資格情報を医療機関システムへ提供する。</li> <li>③情報連携機能(マイナポータル)                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別子の格納機能<br/>                     マイナポータルからのPublic Medical Hub (PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐付けてPublic Medical Hub (PMH)に格納して保管する。</li> <li>・仮名識別子を利用した情報提供機能<br/>                     公費医療費助成の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐づくPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub (PMH)は、PMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐づく公費医療費助成の資格情報をマイナポータルへ提供する。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> |
| ③他のシステムとの接続                             | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[ ] 宛名システム等</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 公費医療費助成システム、医療機関システム、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー )</p>   |
| <b>4. 個人番号の利用 ※</b>                     |   |
| 法令上の根拠                                  | <p>この記載欄には、評価対象の既存事務において、個人番号を利用する法令上の根拠を記載してください。各団体毎の既存の評価書の記載ぶりにより、PMHを利用する際の委託に伴う提供の根拠の記載が必要な場合には、「番号法19条6号」を記載ください。</p>  |

PMHに直接接続されるシステムを記載ください。各事務で利用する既存の業務システムは、各団体毎にシステム構成が異なると思われるので、実情に応じて記載ください。

この記載欄には、評価対象の既存事務において、個人番号を利用する法令上の根拠を記載してください。各団体毎の既存の評価書の記載ぶりにより、PMHを利用する際の委託に伴う提供の根拠の記載が必要な場合には、「番号法19条6号」を記載ください。

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |   |
|----------------|---|
| 2. 基本情報        |   |
| ④記録される項目       | <p>[ ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>           1) 10項目未満                      2) 10項目以上50項目未満<br/>           3) 50項目以上100項目未満      4) 100項目以上</p>  |
| 主な記録項目 ※       | <p>・識別情報<br/>           [ ] 個人番号                      [ ] 個人番号対応符号      [ ] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報<br/>           [ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)      [ ] 連絡先(電話番号等)<br/>           [ ] その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報<br/>           [ ] 国税関係情報                      [ ] 地方税関係情報                      [ ] 健康・医療関係情報<br/>           [ ] 医療保険関係情報                      [ ] 児童福祉・子育て関係情報                      [ ] 障害者福祉関係情報<br/>           [ ] 生活保護・社会福祉関係情報                      [ ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>           [ ] 雇用・労働関係情報                      [ ] 年金関係情報                      [ ] 学校・教育関係情報<br/>           [ ] 災害関係情報</p> <p style="text-align: center;">[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載]<br/>           &lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成<br/>           [ ] その他 ( 事務 ) &gt;</p> <p style="text-align: center;">・医療助成資格情報</p> |
| その妥当性          | <p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載]<br/>           &lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;</p> <p>・識別情報(その他識別情報)<br/>           PMHキー、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。<br/>           自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。</p> <p>・業務関係情報(その他)<br/>           医療助成資格情報…(医療費助成事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)PMH<br/>           が、外部と情報連携するために必要となる。</p>  |

|                             |  |   |
|-----------------------------|--|---|
| 全ての記録項目                     |  | 別添1を参照。   |
| <b>3. 特定個人情報の入手・使用</b>      |  |   |
| ①入手元 ※                      | <input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( )<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人 ( )<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )<br><input checked="" type="checkbox"/> 民間事業者 ( 医療機関、DX審査支払機構 )<br><input type="checkbox"/> その他 ( )  |   |
| ②入手方法                       | <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 医療保険者等向け中間サーバー、医療機関用アプリ、マイナポータル )   |   |
| ③使用目的 ※                     |  |   |
| ④使用の主体                      | 使用部署   |   |
|                             | 使用者数   | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| ⑤使用方法                       | <p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載]<br/> &lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;<br/> ○公費医療費助成事務の場合<br/> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。<br/> ・登録後、Public Medical Hub (PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub (PMH)が連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMHキーを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub (PMH)に応答する。<br/> ・PMHキーが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub (PMH)で共有されることでマイナポータルや医療機関システムから公費資格情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。</p> |   |
|                             | 情報の突合  |   |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> |  |   |
| 委託の有無 ※                     | <input checked="" type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない<br>( ) 件   |   |
| 委託事項                        | Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの取扱   |   |
| ①委託内容                       | Public Medical Hub (PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務   |   |
| ②委託先における取扱者数                | <input checked="" type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>  |   |
| ③委託先名                       | DX審査支払機構   |   |
| 再委託                         | ④再委託の有無 ※  | <input checked="" type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない   |
|                             | ⑤再委託の許諾方法  | 書面又は電磁的方法による承諾  |
|                             | ⑥再委託事項   | PMHキーの付与、情報連携業務及び運用保守業務   |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |   |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無                     | [ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件<br>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 行っていない   |
| 提供先                          |   |
| ①法令上の根拠                      |   |
| ②提供先における用途                   |   |
| ③提供する情報                      |   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ ]<br><div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 1万人未満<br/>           2) 1万人以上10万人未満<br/>           3) 10万人以上100万人未満<br/>           4) 100万人以上1,000万人未満<br/>           5) 1,000万人以上         </div>   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           |   |
| ⑥提供方法                        | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )   |
| ⑦時期・頻度                       |   |
| 6. 特定個人情報の保管・消去              |   |
| 保管場所 ※                       | <p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載]</p> <p>&lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;<br/>           Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理</li> <li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・DX審査支払機構や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul> |
| 7. 備考                        |   |
|                              | <p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載]</p> <p>&lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市区町村の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub (PMH)を用いて消去することができる。</li> <li>・本市区町村の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。</li> </ul> <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。</li> <li>・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。</li> </ul>   |

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加の記録項目>

### (1) 対象者情報

- ・個人番号
- ・PMHキー
- ・PMH仮名識別子
- ・基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)
- ・自治体コード
- ・自治体業務ID
- ・連携ファイル名
- ・連携日時
- ・連携処理ステータス/エラー内容
- ・制御フラグ(不開示/閲覧停止)
- ・その他管理番号・ID等(履歴ID、属性ID)

### (2) ユーザー情報

- ・機関マスタID
- ・機関ユーザーID
- ・メールアドレス
- ・ユーザー氏名
- ・ユーザー区分
- ・ユーザー権限ID
- ・個人番号閲覧可能フラグ
- ・ユーザー削除フラグ

### (3) 医療助成資格情報

- ・受給者証種別ID
- ・受給者証名
- ・受給者証ID
- ・受給者証券面情報
- ・受給者証項目情報
- ・表示順番号
- ・公費ID
- ・区分
- ・公費負担者番号
- ・公費受給者番号
- ・自己負担上限情報(自己負担上限額ID、自己負担上限額種別、負担定義、負担率、金額、回数)
- ・有効期間
- ・強制失効日
- ・医療機関コード
- ・指定医療機関情報



| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                         |   | [ ] 委託しない   |
|--|---|---|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク                       |   |   |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定                  | [ <input type="checkbox"/> 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている                      2) 定めていない                              |
| 規定の内容  | <p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載]<br/>         &lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置&gt;<br/>         特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・再委託における条件</li> <li>・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> <li>・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の消去</li> <li>・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化</li> <li>・従業者に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況についての報告</li> <li>・実地の監査、調査等に関する事項</li> </ul> |   |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保                  | [ <input type="checkbox"/> ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない              4) 再委託していない |
| 具体的な方法                                       | <p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載]<br/>         &lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。</li> <li>・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。</li> <li>・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。</li> <li>・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。</li> <li>・点検結果について、必要であると認めるときには、DX審査支払機構に報告を求めることができる。</li> </ul>  |   |
| その他の措置の内容                                    | <p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載]<br/>         &lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書に以下の規定を設ける。</li> </ul> <p>委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。</p>  |   |
| リスクへの対策は十分か                                  | [ <input type="checkbox"/> ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている              2) 十分である<br>3) 課題が残されている                   |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置    |   |   |
|  |   |   |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) |   | [ <input checked="" type="radio"/> ] 提供・移転しない                                 |

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [  ] 接続しない(提供)

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

その他の措置の内容

[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載]  
〈Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置〉  
○物理的対策  
Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。  
主に以下の物理的対策を講じている。  
・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理  
・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

○技術的対策  
Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。  
主に以下の技術的対策を講じている。  
・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。  
・当該領域のデータは、暗号化処理をする。  
・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。  
・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。  
・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。  
・本市区町村の端末とPublic Medical Hub (PMH)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。  
・本市区町村の端末とPublic Medical Hub (PMH)との通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。  
・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。  
・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。

外部記録媒体を利用する場合は、下記記載例を参考に追記ください。

○物理的対策  
・作業に用いる外部記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。  
・作業に用いる外部記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。

○技術的対策  
・外部記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。

8. 監査

9. 従業者に対する教育・啓発

10. その他のリスク対策